

富山県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する連携協定書

富山県（以下「甲」という。）、一般社団法人富山県歯科医師会（以下「乙」という。）及び株式会社ロッテ（以下「丙」という。）は、相互が連携・協働し、富山県民（以下「県民」という。）の歯と口腔の健康づくりを推進するための協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の連携と協力により県民の歯と口腔の健康づくりの推進に取り組み、県民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸を図ること（以下「本目的」という。）を目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲、乙及び丙は、本目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 「富山県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、甲が実施する各種事業に関すること
- (2) 県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関すること
- (3) 「噛むこと」の大切さと正しい知識の普及啓発に関すること
- (4) 口腔機能の獲得、維持及び向上のための正しい知識の普及啓発に関すること
- (5) 災害時における物資提供等も含めた被災者支援に関すること
- (6) その他本目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項に規定する連携・協働事項は、具体的な実施時期、実施内容等について、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の終了3箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲、乙又は丙が本協定に定める事項について、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙及び丙で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携・協働事項の検討又は実施により知り得た本協定の他の当事者（以下「他の2者」という。）の保有する機密情報及び個人情報を、相手方の承諾を得ずに、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。なお、本協定において「機密情報」とは、本目的のために、開示者が受領者の開示した有形無形の技術上、営業上又はその他業務上の情報のうち、開示者が機密である旨を明示した情報をいう。ただし、受領者が以下の各号のいずれかに該当することを証明できる情報は、機密情報に含まないものとする。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から開示を受けた後、自らの責によらずに公知となった情報
- (3) 相手方から開示を受けた際、既に自ら保有していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 相手方の情報によることなく独自に開発した情報

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（信用などの保持）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の履行にあたり、各当事者の社会的信用を失墜させるような行為及び企業又は商品の品位・イメージを損なう行為を行ってはならない。

（反社会的勢力との取引排除）

第7条 甲、乙及び丙は、他の2者に対し、本協定の締結時において、自己（法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲、乙及び丙は、他の2者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合は、当該調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

3 甲、乙及び丙は、他の2者が反社会的勢力に属すると判明した場合は、何ら勧告なしに、本協定の全部又は一部を解除することができる。

4 甲、乙及び丙は、前項の規定により本協定を解除した場合は、解除された当事者に損害が生じた場合であっても一切これを賠償する責を負わない。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年8月6日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事 新田 八朗

乙 富山県富山市五福字五味原2741番2号
一般社団法人富山県歯科医師会
会長 中道 勇

丙 東京都新宿区西新宿3丁目20番1号
株式会社ロッテ
代表取締役社長執行役員 中島 英樹